

平成五年政令第三百二十八号

水産業協同組合法施行令

内閣は、水産業協同組合法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十三号）の施行に伴い、及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。（信託に係る事務に関する事業に関する法令の適用）

第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一号第五項第二号、第八十七号第六項第二号、第九十三号第四項第二号又は第九十七号第五項第二号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の規定の適用については、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Original text (left) and Revised text (right). Rows correspond to Article 50, 51, and 52 of the Law.

Table with 4 columns: Article reference, Original text, Revised text, and Additional notes. It details the changes to Article 50 regarding the roles of directors and auditors.

合員及び他の漁業協同組合の組合員が利用する事業の分量の総額に二を乗じて得た額とする。
(地方公共団体に対する資金の貸付け等)
第二条 法第十一号第十項第一号及び第二号、第八十七号第十三項第一号及び第二号並びに第九十七号第九項第一号及び第二号の政令で定める資金の貸付けは、償還期限が十年以内の資金の貸付けとする。
2 法第十一号第十項第三号、第八十七号第十三項第三号、第九十三号第九項第三号及び第九十七号第九項第九号の政令で定める資金は、次に掲げる資金であつてその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。
一 漁港区域における産業基盤の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得、区画形質の変更若しくは造成に要する資金
二 地方公共団体が出資者若しくは構成員となつて法人又は地方公共団体がその基本財産の一部を拠出している法人（主務大臣の指定するものを除く。）が漁港区域における生活環境の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置又は当該整備のために必要な土地の取得、区画形質の変更若しくは造成に要する資金
(資源管理規程の認可等)
第三条 行政庁は、法第十一号の第三項（法第九十二号第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可（法第十一号の第三項の変更の認可を含む。以下この条において同じ。）の申請に係る資源管理規程の内容が認可をされるものとする。
一 水産資源の適切な管理に資すると認められるものであること。
二 不当に差別的でないこと。
三 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
2 行政庁は、資源管理規程の内容が前項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合には、法第十一号の第三項の認可を取り消すことができる。
3 法第十一号第一項第一号の事業を行う漁業協同組合又は法第八十七号第一項第一号の事業を行う漁業協同組合連合会は、法第十一号の第三項の認可を受けた資源管理規程を廃止したと

きは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。
4 前三項に定めるもののほか、資源管理規程に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。（出資の総額の最低限度）
第四条 法第十一号の第四項の政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項の政令で定める額は、当該区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 次項の要件に該当する漁業協同組合又は法第十一号第一項第四号の事業を行わない漁業協同組合 千萬元
二 前号に掲げる漁業協同組合以外の漁業協同組合 一億円
2 法第十一号の第四項の政令で定める要件は、次のとおりとする。
一 事業年度の開始の時に組合員（法第十一号の第四項第二項に規定する准組合員を除く。次項において同じ。）の数が百人未満であること。
二 地理的条件が悪く、漁業の生産条件が不利な離島、半島その他の地域として主務大臣が指定するものをその地区の全部とすること。
3 第一項第一号に掲げる組合員の数が新たに百人以上となつた場合においては、当該事業年度の終了の日までは、当該漁業協同組合は、同号に掲げる漁業協同組合に該当するものとみなす。
第五条 法第九十二号第一項において準用する法第十一号の第四項の政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項の政令で定める額は、当該区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 事業年度の開始の時に貯金及び定期積金の合計額（以下「貯金等合計額」という。）が千億円以上の漁業協同組合連合会 十億円
二 前号に掲げる漁業協同組合連合会以外の漁業協同組合連合会 一億円
2 漁業協同組合連合会の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに千億円以上となつた場合においては、当該事業年度の終了の日までは、当該漁業協同組合連合会は、前項第一号に掲げる漁業協同組合連合会に該当しないものとみなす。
第六条 法第九十六号第一項において準用する法第十一号の第四項の政令で定める区分は、次

の各号に掲げる区分とし、同項の政令で定める額は、当該区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第九十三条第一項第二号の事業を行わな
い水産加工業協同組合 千万円
二 前号に掲げる水産加工業協同組合以外の水
産加工業協同組合 一億円

第七条 法第百条第一項において準用する法第十
一条の四第一項の政令で定める区分は、水産加
工業協同組合連合会とし、同項の政令で定める
額は、一億円とする。

第七条の二 法第百五条第一項において準用する
法第十一条の四第一項の政令で定める区分は、
共済水産業協同組合連合会とし、同項の政令で
定める額は、十億円とする。

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度)
第八条 法第十一条の七(法第九十二条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の政令で定める
割合は、百分の百とする。

2 法第九十六条第一項及び第百条第一項におい
て準用する法第十一条の七の政令で定める割合
は、五分の一とする。

(組合等の特定関係者)
第九条 法第十一条の十三号(法第九十二条第
一項、第九十六条第一項及び第百条第一項にお
いて準用する場合を含む。)の政令で定める特
殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、
水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合
連合会(以下この条から第九条の三まで、第
十条の二第一項、第十九条第一項、第二十一
条、第二十二条第一項、第二十二号及び第
六項、第二十六条並びに第二十八条において
「組合等」という。)の子会社(法第二百二十
二条第三項に規定する子会社をいう。)その他
の子法人等及び関連法人等

二 当該組合等を所属組合(法第百六条第三項
に規定する所属組合をいう。第四号及び第十
条の二第一項において同じ。)とする特定信
用事業代理業者(法第百六条第三項に規定す
る特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。)
並びに当該特定信用事業代理業者の子法人等
及び関連法人等(前号に掲げる者を除く。)

三 前号の特定信用事業代理業者を子法人等と
する親法人等並びに当該親法人等の子法人等
及び関連法人等(当該組合等及び前二号に掲
げる者を除く。)

四 当該組合等を所属組合とする特定信用事業
代理業者(個人に限る。以下この号において
「個人特定信用事業代理業者」という。)に係
る次に掲げる会社、組合その他これらに準ず
る事業体(外国におけるこれらに相当するも
のを含み、前三号に掲げる者を除く。以下こ
の号において「法人等」という。)

イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総
株主等の議決権(法第十一条の八第二項前
段に規定する総株主等の議決権をいう。ロ
及び第十号において同じ。)の百分の五十
を超える議決権(同項前段に規定する議決
権をいう。ロ及び第十号において同じ。)
を保有する法人等(当該法人等の子法人等
及び関連法人等を含む。)

ロ 当該個人特定信用事業代理業者がその総
株主等の議決権の百分の二十以上百分の五
十以下の議決権を保有する法人等

五 当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協
同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産
業協同組合等による信用事業の再編及び強化
に関する法律(平成八年法律第百八十八号。第
十条の二第一項第四号において「再編強化
法」という。)第四十二条第三項の認可に係
る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加
工業協同組合並びに当該漁業協同組合又は水
産加工業協同組合の子法人等及び関連法人等
(前各号に掲げる者を除く。)

2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他
の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事
業体(外国におけるこれらに相当するものを含
む。))をいう。以下同じ。)の財務及び事業の方
針を決定する機関(株主総会その他これに準ず
る機関をいう。以下「意思決定機関」という。)
を支配している法人等として主務省令で定める
ものをいい、同項に規定する「子法人等」と
は、同号に規定する親法人等によりその意思決
定機関を支配されている他の法人等をいう。こ
の場合において、親法人等及びその子法人等又
は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思
決定機関を支配している場合における当該他の
法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人
等(当該法人等の子法人等(前項に規定する子
法人等をいう。以下この項及び第十号の二第一
項第一号において同じ。))を含む。が出身、取
締役その他これに準ずる役職への当該法人等の

役員若しくは使用人である者若しくはこれら
であった者の就任、融資、債務の保証若しくは担
保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通
じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要
な影響を与えることができる他の法人等(子法
人等を除く。)として主務省令で定めるものを
いう。

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法
による提供の承諾等)
第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七
条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は
第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等
は、法第十一条の十一(法第九十二条第一項、
第九十六条第一項及び第百条第一項において準
用する場合を含む。以下同じ。)において準用
する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十
五号。以下この条から第九条の四までにおいて
「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の
二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三
第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四
第六項において準用する場合を含む。))第三十
四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第
三十七條の四第二項において準用する場合を含
む。以下この条において同じ。)の規定により
準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規
定する事項を提供しようとするときは、主務省
令で定めるところにより、あらかじめ、当該事
項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規
定する方法(以下この条において「電磁的方
法」という。)の種類及び内容を示し、書面又
は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項
の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的
方法による提供を受けない旨の申出があったと
きは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法
第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を
電磁的方法によつてしてはならない。ただし、
当該相手方が再び前項の規定による承諾をした
場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法に
よる同意の取得の承諾等)
第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七
条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は
第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等
は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二
項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項

(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
おいて準用する場合を含む。))において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。)の
規定により準用金融商品取引法第三十四条の二
第十二項に規定する同意を得ようとするとき
は、主務省令で定めるところにより、あらかじ
め、当該同意を得ようとする相手方に対し、そ
の用いる同項に規定する方法(以下この条にお
いて「電磁的方法」という。)の種類及び内容
を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な
ければならない。

(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に
おいて準用する場合を含む。))において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。)の
規定により準用金融商品取引法第三十四条の二
第十二項に規定する同意を得ようとするとき
は、主務省令で定めるところにより、あらかじ
め、当該同意を得ようとする相手方に対し、そ
の用いる同項に規定する方法(以下この条にお
いて「電磁的方法」という。)の種類及び内容
を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な
ければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項
の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的
方法による同意を行わない旨の申出があったと
きは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法
第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得
を電磁的方法によつてしてはならない。ただ
し、当該相手方が再び前項の規定による承諾を
した場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響
を及ぼす重要事項)
第九条の四 準用金融商品取引法第三十七条第一
項第三号に規定する政令で定めるものは、次に
掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約(法第十一条の十一に規定
する特定貯金等契約をいう。以下同じ。)に
関して利用者が支払うべき手数料、報酬その
他の対価に関する事項であつて主務省令で定
めるもの
二 利用者が行う特定貯金等契約の締結につい
て金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商
品取引法第十四条第十四項に規定する金融商品
市場をいう。以下同じ。)における相場その
他の指標に係る変動を直接の原因として損失
が生ずることとなるおそれがある場合があつ
ては、次に掲げる事項
イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずる
おそれがある旨及びその理由
三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主
務省令で定める事項
(特定貯金等契約の締結について金融商品取引
法を準用する場合の読替え)
第九条の五 法第十一条の十一の規定により金融
商品取引法第三十四条の三、第三十七条第一項第一
号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準
用する場合には、同法第三十四条中「同

条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号及び第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(同一人に対する信用の供与等)

第十條 法第十一條の十四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。)が当該漁業協同組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者(当該漁業協同組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。以下この条において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等
ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等及びこれに準ずる者として主務省令で定める者

ハ ロに掲げる者の合算子法人等(当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。)

ニ 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

ホ 会社以外の者(国及び外国政府を除く。へ及び次号において同じ。)であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ヘ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの(ロに掲げる者に該当するものを除く。)

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等(当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。)

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等(当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。)

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社(第六項において「合算会社」という。)又はホ若しくはヘに掲げる者(へに掲げる者にあ

つては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。(4)において同じ。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。)

(1) 当該同一人自身の子会社
(2) 当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イに掲げる者に該当するものを除く。)

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるもの(連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの(第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。)に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。)

二 この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等が、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。)

この場合において、実質親法人等以外の子会社等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(前号に掲げる法人等を除く。)

三 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限り。)

四 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限り。)

五 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限り。)

六 第一項第一号及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

七 法第十一條の八第三項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

八 第一項第一号に掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

九 法第十一條の十四第一項本文の信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として主務省令で定めるもの

二 債務の保証として主務省令で定めるもの

三 出資として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

五 法第十一條の十四第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人(同条第一項本文に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(法第十一條の十四第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)とし、法第十一條の十四第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

六 法第十一條の十四第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者(以下この条において「債務者等」という。)の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合が当該債務者等に対して法第十一條の十四第一項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項及び第十四項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしな

二 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしな

四 債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

五 法第十一條の十四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等(法第十一條の十四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)

又は当該漁業協同組合の子会社等が同号の債務者等に対して法第十一條の十四第二項前段に規定する合算信用供与等限度額(以下この項及び第十五項において「合算信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしな

二 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしな

四 債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

五 法第十一條の十四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等(法第十一條の十四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)

又は当該漁業協同組合の子会社等が同号の債務者等に対して法第十一條の十四第二項前段に規定する合算信用供与等限度額(以下この項及び第十五項において「合算信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしな

二 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしな

四 債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

五 法第十一條の十四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等(法第十一條の十四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)

二 当該漁業協同組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば当該漁業協同組合及びその子会社等若しくは当該漁業協同組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

11 法第十一条の第十四第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 営利を目的としない法人で、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となっているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を出資しているものうち、主務省令で定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

12 法第十一条の第十四第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う漁業協同組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

13 第一項から第八項まで及び前二項の規定は、法第九十二条第一項及び第百条第一項において

準用する法第十一条の第十四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号及び第二号の政令で定める信用の供与等について準用する。

14 法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の第十四第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 債務者等（次号の規定に該当するものを除く。）の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会（以下この条において「連合会」という。）が当該債務者等に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会の会員その他漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業を行っている者として主務省令で定める債務者等に対して、当該連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば当該連合会又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

15 法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の第十四第二項後段において準用する法第九十一条ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が同号の債務者等（第三号の規定に該当するものを除く。）に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会が新たに子会社等を有することとなることにより、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば当該連合会及びその子会社等若しくは当該連合会の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

16 第一項から第十二項までの規定は、法第九十二条第一項において準用する法第九十一条の第十四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号及び第二号の政令で定める信用の供与等について準用する。

第十條の二（子金融機関等の範囲）

第十條の二 法第九十一条の第十六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者（当該組合等を所屬組合とする特定信用事業代理業者を除く。）とする。

一 当該組合等の子法人等

二 当該組合等の関連法人等（第九条第三項に規定する関連法人等をいう。）

三 当該組合等のために特定信用事業代理業（法第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。）を行う者（前二号に掲げる者を除く。）

四 当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合

2 法第九十一条の第十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 第二十四条の二各号に掲げる者

二 前項第四号に掲げる者

三 特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。第十條の七第二項第三号において同じ。）

四 海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十條の七第二項第四号において同じ。）

五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。第十條の七第二項第五号において同じ。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者をいう。同号において同じ。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五五号）第二條第二項に規定する保険会社をいう。第十條の七第二項第五号及び第六号において同じ。）及び前各号に掲げる者を除く。）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第十條の三 法第九十一条第十二号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十條の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五條の十二（法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十條の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の三第三十二項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四條の四第三項、第三十七

）第三十四條の三第三十二項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四條の四第三項、第三十七

条の第三項及び第三十七條の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定により準用金融商品取引法第三十四條の第二項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による承諾の取得の承諾等）

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四條の第二項（準用金融商品取引法第三十四條の第三項（準用金融商品取引法第三十四條の第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の第二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十条の五 準用金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定共済契約（法第十五條の十二に規定する特定共済契約をいう。次号において同じ。）

に關して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に關する事項であつて農林水産省令で定めるもの

二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

（特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十条の六 法第十五條の十二の規定により金融商品取引法第三十四條、第三十七條第一項第一号及び第三十七條の第三項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四條中「同法第三十一條第四号」とあるのは「第二條第三十一條第四号」と、同法第三十七條第一項第一号及び第三十七條の第三項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

（子金融機関等の範囲）

第十条の七 法第十五條の十六第二項（法第九十六條第一項及び第五條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合等の子法人等

二 当該組合等の関連法人等

2 法第十五條の十六第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 外国保険会社等（保険業法第二條第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

二 少額短期保険業者（保険業法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）

三 特例業務届出者

四 海外投資家等特例業務届出者

五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を業として行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前各号に掲げる者を除く。）

六 外国の法令に準拠して外国において保険業法第二條第一項に規定する保険業を行う者（保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等として農林水産省令で定めるものをいう。この場合において、組合等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合等の子法人等とみなす。

4 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合等（当該組合等の子法人等（前項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として農林水産省令で定めるものをいう。

（変更対象外契約の範囲）

第十条の八 法第十七條の第二項（法第九十六條第一項及び第五條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

一 契約条件の変更の基準となる日（次号において「基準日」という。）において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二 基準日において既にその共済期間が終了している共済契約（基準日において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含む。前号に掲げるものを除く。）

（契約条件の変更の限度）

第十条の九 法第十七條の第四項（法第九十六條第一項及び第五條第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める率は、年三パーセントとする。

第十一条 法第十八條第五項第一号の二の政令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 当該漁業協同組合の地区内に住所又は事業場を有する者であつて、当該漁業協同組合の行う事業又は当該漁業協同組合の組合員の営む漁業に密接に關連する事業（農林水産大臣の定めるものに限る。）を行うもの

二 当該漁業協同組合の地区内の事業場において水産加工業、遊漁船業又は前号に掲げる事業に従事する者

三 当該漁業協同組合の行う事業に従事する者（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第十一条の二 法第二十一條第七項（法第五十一條の第二項、第五十二條第六項（法第九十二條第三項、第九十六條第三項、第一百條第三項及び第一百五條第三項において準用する場合を含む。）、第八十六條第一項、第八十九條第三項（法第九十八條の第二項及び第九十三條第二項において準用する場合を含む。）及び第九十六條第二項において準用する場合を含む。）及び第九十六條第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六號）第三十條第三項又は第三百十二條第一項に規定する事項を電磁的方法（法第十一條の第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四條の二において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない漁業協同組合等の基準）

第十二條 法第三十四條第十三項（法第九十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「漁業協同組合等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第十一條第一項第四号及び第十二條の事業を併せ行う漁業協同組合又は法第九十三條第一項第二号及び第六号の二の事業を併せ行う水産加工業協同組合、事業年度の開始の時に於ける貯金等合計額が五十億円であること又は責任準備金の額の合計額（以下この条及び次条において「責任準備金合計額」という。）が五十億円であること

二 法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三條第一項第二号の事

業に従事する者

業を行う水産加工業協同組合（前号に掲げる漁業協同組合等を除く。）事業年度の開始の時に貯金等合計額が五十億円であること。

三 法第十一条第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（第一号に掲げる漁業協同組合等を除く。）事業年度の開始の時に貯金等合計額が五十億円であること。

2 前項各号に掲げる漁業協同組合等が事業年度の開始の時に新たに同項各号に定める基準に達しないこととなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、当該基準に達しているものとみなす。

3 第一項各号に掲げる漁業協同組合等が事業年度の開始の時に新たに同項各号に定める基準に達することとなった場合（合併により設立された漁業協同組合等に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に同項各号に定める基準に達している場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、当該基準に達していないものとみなす。ただし、当該漁業協同組合等について前項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（常勤の監事を定めることを要しない漁業協同組合等の基準）

第十三条 法第三十四条第十四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる漁業協同組合等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第十一条第一項第四号及び第十二号の事業を併せ行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号及び第六号の二の事業を併せ行う水産加工業協同組合（事業年度の開始の時に貯金等合計額が二百億円であること又は責任準備金合計額が二百億円であること）。

二 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（前号に掲げる漁業協同組合等を除く。）事業年度の開始の時に貯金等合計額が二百億円であること。

三 法第十一条第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（第一号に掲げる漁業協同組合等を除く。）事業年度の開始の時に貯金等合計額が二百億円であること。

2 前項各号に掲げる漁業協同組合等が事業年度の開始の時に新たに同項各号に定める基準に達しないこととなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、当該基準に達しているものとみなす。

3 第一項各号に掲げる漁業協同組合等が事業年度の開始の時に新たに同項各号に定める基準に達することとなった場合（合併により設立された漁業協同組合等に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に同項各号に定める基準に達している場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、当該基準に達していないものとみなす。ただし、当該漁業協同組合等について前項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（会計監査人の設置を要しない漁業協同組合等の範囲）

第十四条 法第四十一条の二第一項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）に規定する政令で定める規模に達しない組合は、その事業年度の開始の時に貯金等合計額が二百億円に達しない漁業協同組合又は水産加工業協同組合とする。

2 漁業協同組合又は水産加工業協同組合の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円を下回ることとなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合は、法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない組合に該当しないものとみなす。

3 漁業協同組合又は水産加工業協同組合の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に貯金等合計額が二百億円以上である場合）において

ては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合は、法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない組合に該当するものとみなす。ただし、当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第十四条の二 法第四十七条の五第二項（法第四十三条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第七項、第五十二条第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第八十六条第三項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十五条 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会は、法第四十八条第五項（法第九十六条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の変更によつて総会の決議を経ることを要しないものとしようとするときは、総会の決議を経ることを要しない共済規程の変更の範囲及び当該変更をした場合における当該変更の内容の周知の方法を定款で定めなければならない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第十六条 法第五十三条第二項（法第五十四条の二第六項（法第九十二条第三項、第九十六条第一項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四第三項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第九項第四項（法第九十一条の二第二項（法第九十二条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第一百零三条第五項及び第一百五十五条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百零三条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で農林水産省令で定めるものとする。

（行政庁の認可を要しない信用事業の譲渡又は譲受け）

第十七条 法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定めるものは、次に掲げる事業のみに係る信用事業（法第九十一条の二第五項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百五十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）の譲渡又は譲受けとする。

- 一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱
 - 二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 三 両替
- （水産業協同組合の払込済みの出資の額に応じ、する剰余金配当の限度）
- 第十八条 法第五十六条第二項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める割合は、年七パーセントとする。
- 2 法第九十二条第三項、第一百零三条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する法第五十六条第二項の政令で定める割合は、年八パーセントとする。
- （自己資本の基準）
- 第十九条 組合員若しくは会員に出資をさせる組合等又は共済水産業協同組合連合会（以下この項において「出資組合等」という。）の自己資本の額は、次の各号に掲げる金額の合計額以上でなければならない。
- 一 当該出資組合等の有する固定資産の価額

二 当該出資組合等の出資する出資組合等、農林中央金庫及びその他の団体への払込済出資金（農林水産大臣の指定するものを除く。）の額

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する自己資本の額の計算方法その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(信用事業に係る經理の他の經理への資金運用の基準)

第二十條 法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合が信用事業（法第十一條の五第二項（法第九十六條第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ。）に係る經理から信用事業以外の事業に係る經理へ運用する資金の額は、当該漁業協同組合等の自己資本の額を超えてはならない。

2 前項に規定する資金及び自己資本の額の計算方法は、主務省令で定める。

(貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準)

第二十一條 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等

のために、貯金等合計額の百分の二十に相当する金額以上の金額をこれらの事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金又は当該払戻し及び給付に充てるための適格性を有するものとして主務大臣の指定する資産をもって保有しなければならぬ。

(余裕金運用の基準)

第二十二條 組合員又は会員に出資をさせる組合等（法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金

二 國債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券

をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券（次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号及び次項第五号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）の金銭信託

五 貸付信託の受益証券の取得

2 法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの（以下この条において「特定漁業協同組合」という。）を除く。次項において同じ。）又は法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

- 一 前項第二号から第五号までに掲げる方法
二 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等、農林中央金庫、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預け金
三 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）の受益証券の取得
四 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
五 次に掲げる債券の取得
イ 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債
ロ 投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九條の十二第一項に規定する短期投資法人債（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四條の四第一項に規定する短期債
ニ 保険業法第六十一條の十第一項に規定する短期社債
ホ 資産の流動化に關する法律（平成十年法律第五十五号）第二條第八項に規定する特定短期社債
ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二條の二第一項に規定する短期農林債

3 法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三條第一項第二号の事業を

行う水産加工業協同組合は、第一項第二号若しくは第三号に規定する債券又は同項第五号若しくは前項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができ、

4 特定漁業協同組合、法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 第一項第二号から第五号までに掲げる方法
二 第二項第二号から第五号までに掲げる方法
三 株式（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

四 第一項第二号及び第三号に規定する債券以外の債券で主務大臣の指定するものの取得
五 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもので（主務大臣の指定するものに限る。）
六 前各号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

5 特定漁業協同組合、法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、第一項第二号若しくは第三号若しくは前項第四号に規定する債券又は第一項第五号若しくは第二項第三号に規定する受益証券の信託会社等への信託をすることができ、

6 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等が第二項第一号（第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三号から第五号まで又は第四項各号（同項第一号にあっては第一項第三号から第五号までに係る部分に限り、第四項第三号にあっては第二項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる方法により運用する余裕金の総額は、当該組合等の貯金等合計額の百分の十五に相当する金額を超えてはならない。ただし、法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会にあっては、特別の理由がある場合において主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(合併契約等において定めるべき事項)

第二十二條の二 法第六十九條第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項（合併後存続する漁業協同組合又は合併によって設立する漁業協同組合が非出資組合（法第十一條第二項に規定する非出資組合をいう。以下この項において同

じ。）であつて法第十一條第一項第五号から第七号までの事業を行わないものである場合にあっては第二号から第四号までに掲げる事項を除き、当該漁業協同組合がその他の非出資組合である場合にあっては第二号、第三号及び第四号（資本準備金に係る部分に限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

一 合併後存続する漁業協同組合又は合併によって設立する漁業協同組合の名称、地区及び主たる事務所の所在地
二 合併後存続する漁業協同組合又は合併によって設立する漁業協同組合の出資一口の金額
三 合併によって消滅する漁業協同組合の組合員に対する出資の割当てに關する事項
四 合併後存続する漁業協同組合又は合併によって設立する漁業協同組合の資本準備金及び利益準備金に關する事項
五 合併によって消滅する漁業協同組合の組合員に対して支払をする金額を定めたときは、その規定

六 合併を行う漁業協同組合が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額
七 合併を行う時期
八 合併を行う漁業協同組合の法第六十九條第一項の總會（法第六十九條の二第一項の規定により總會の決議を経ないで合併を行う漁業協同組合にあっては、理事会（法第三十四條の二第四項に規定する経営管理委員設置組合）にあっては、経営管理委員会）の日
九 前項の規定は、法第八十六條第四項、第九十六條第五項、第百條第五項及び第百五條第五項において準用する法第六十九條第一項の政令で定める事項について準用する。

3 第一項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、法第九十一條の二第二項（法第百條第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十九條第一項の政令で定める事項について準用する。

4 第一項の規定は、法第九十二條第五項において準用する法第六十九條第一項の政令で定める事項について準用する。この場合において、第一項中「非出資組合（法第十一條第二項に規定する非出資組合）」とあるのは「非出資連合会（會員に出資をさせない漁業協同組合連合会）」と、「第十一條第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七條第一項第五号から第七号まで」と読み替へるものとする。

とあるのは「第八十七條第一項第五号から第七号まで」と読み替へるものとする。

第五十二條の四十の商号	の名称
第五十二條の四十の預金又は貯金又は定期積金	定期積金
第四二項	等
第五十二條の五十	電磁的記録
第一二項	業協同組合法第七條の七第一項に規定する電磁的記録をいう。
	電磁的方電磁的方法（同法第十一條の三四項に規定する電磁的方法をいう。）
第五十二條の五十	所屬銀行
第九の見出し	等
第五十二條の六十	營業所
第一項	事務所

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十四條の四 法第九條において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの
- 二 顧客が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第二十四條の五 特定信用事業代理業者は、法第九條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項において準用する同法第三十四條の二第四項（法第九條において準用する金融商品取引法第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）

の規定により法第九條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第二項において準用する同法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た特定信用事業代理業者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九條の三第二項において準用する同法第三十七條の三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第二十四條の六 法第九條の規定により金融商品取引法第三十七條の三第一号及び第三十七條の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価（手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）」と読み替へるものとする。

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定の申請）

第二十四條の六の二 法第九條の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 役員の名
- 四 法第九條第二号に規定する協会の氏名又は名称

前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四條の六の三 法第九條第一項の規定により銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号及び第五十二條の六十一の二五第二項

の規定を準用する場合には、同号中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「農業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（水産業協同組合法第九十四條に規定する認定業務をいう。第五十二條の六十一の二八第一項及び第五十二條の六十一の二九において同じ。）」と読み替へるものとする。

（特定信用事業電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第二十四條の六の四 法第九條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
 - 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第九十七号）
- （認定特定信用事業電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）
- 第二十四條の六の五** 法第九條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二五第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいづれかを受けた者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二條の五の六の規定による認定
- 二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の五の七の規定による認定
- 三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の十の規定による認定
- 四 銀行法第五十二條の六十一の十九の規定による認定
- 五 農林中央金庫法第九十五條の五の七の規定による認定
- 六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十條の二十一の規定による認定

法第九條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二五第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいづれかの社員である者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二條の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
- 二 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会

三 労働金庫法第八十九條の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会

四 銀行法第二條第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五 農林中央金庫法第九十五條の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会

六 株式会社商工組合中央金庫法第六十條の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会

（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第二十四條の六の六 法第九條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二五第二項の政令で定める業務は、法第九十五條に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいづれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の役員等（法第九十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

認定	業務
農業協同組合法第九十二條の五の六の認定	同法第九十二條の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業同法第六條の五の八に規定する法律第六條の五に規定する業務	同法第六條の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九條の十の認定	同法第八十九條の十一に規定する業務
銀行法第五十二條の六十一の十九の認定	同法第五十二條の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五條の五の七の認定	同法第九十五條の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十條の二五の認定	同法第六十條の二五の二に規定する業務

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第二十四條の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者

業者（法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六條第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二條に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十八條第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第百一十條第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第二十八條の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第百十七條第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

読み替える法読み替え読み替える字句 第百十七條第百一 一項において字句 準用する銀行 法の規定	読み替える法読み替え読み替える字句 第百十七條第百一 一項において字句 準用する銀行 法の規定
第五十二條の氏名 第六十一の三第 一項第一号	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名
第五十二條の営業所 第六十一の三第 一項第三号	国内における営業所所在地並びに主たる営業所又は事務所を有する所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場 合に限る。）
第五十二條の含む。 第六十一の三第 二項第二号	（含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二條の役員 第六十一の七第 一項第三号	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二條の決定によ 第六十一の七第 一項第四号	決定（外国の法令上これに相当するものを含む。）を 受けたとき

破産管財人	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二條のとき 第六十一の七第 一項第五号	（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
第五十二條の事務所 第六十一の八第 一項第四号	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人
第五十二條の営業所 第六十一の十七 第二項	国内における営業所所在地（法日本における代表者若し人であるときは代理人の所在 場 合 に あ つ て は、 そ の 法 人 を 代 表 す る 役 員 の 所 在）

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十四條の七 法第百十八條第一項第二号及び第四号二、法第百二十條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條の八十三第三項並びに法第百二十一條第一項において準用する保険業法第百八條の六及び第百八條の二十三第三項の政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 金融商品取引法第百五十六條の三十九第一項の規定による指定

二 第二十四條の九各号に掲げる指定（異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合）

第二十四條の八 法第百十八條第一項第八号の政令で定める割合は、三分の一とする。

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十四條の九 法第百二十條第一項において準用する銀行法第五十二條の七十七及び法第百二十一條第一項において準用する保険業法第百八條の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五條の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二條の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二條の六第一項の規定による指定

四 中小企業等協同組合法第六十九條の二第一項の規定による指定

五 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十二第一項の規定による指定

六 信用金庫法第八十五條の十二第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六條の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九條の十三第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二條の六十二第一項の規定による指定

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一條の三十九第一項の規定による指定

十一 保険業法第百八條の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一條第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五條の六第一項の規定による指定

十四 信託業法第八十五條の二第一項の規定による指定

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九條第一項の規定による指定

（指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四條の十 法第百二十條第一項の規定により銀行法第五十二條の六十八第一項の規定を準用する場
合においては、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の読替え）

第二十四條の十一 法第百二十一條第一項の規定により保険業法第百八條の七第二項第一号及び第百八條の八第一項の規定を準用する場
合においては、同号中「当事者」とあるのは、「当事者である加入組合若しくはその利用者（以下単に「当事者」という。）と、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（主務大臣等）

第二十五條 この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

2 この政令における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。

（信用秩序の維持を図るため特に必要な事由）

第二十六條 法第百二十七條第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急にとられなければ、組合等が貯金及び定期積金（次号において「貯金等」という。）の払戻しを停止するおそれがあること。

二 組合等が貯金等の払戻しを停止した場合に、当該組合等が業務を行つていない地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

（内閣総理大臣から金融庁長官に委任されない権限）

第二十七條 法第百二十七條第十三項の政令で定める権限は、次に掲げるものとする。

一 法第百一十條の五第一項（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百一十條第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定による認可

二 法第六十四條（法第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百一十條第四項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可

三 法第百二十四條第三項の規定による法第百一十條の五第一項の認可の取消し

四 法第百二十四條の二の規定による解散の命令

五 前各号に掲げる処分に係る法第百二十七條の三の規定による通知

（権限の委任）

第二十八條 法第百二十七條第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第二百二十二条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

二 法第二百二十三条第一項の規定による検査（都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に関するものを除く。）

三 法第二百二十三条第二項から第五項までの規定による検査

第二十八条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用事業代理業者（法第七十七条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

- 一 法第六十六条第一項の規定による許可
- 二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更
- 三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認
- 四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認
- 五 法第七十七条第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の五十二及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十一第一項の規定による書類の受理
- 六 準用銀行法第五十二条の五十二項の規定による公衆への縦覧
- 七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により、特定信用事業代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第二十八条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

- 一 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第七十七条第三項の規定及び法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第七十七条第二項の規定並びに法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三條第六項の規定による届出の受理並びに法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第七十七条第四項の規定並びに法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 法第七十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3 前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第二十九条 内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任する。（都道府県が処理する事務）

第三十条 法第二百二十三条第一項及び第二項、第二百二十三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百二十四条に規定する行政庁の権限に属する事務で、法第七十七条第一項の規定により主務大臣の権限に属するもの（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、同条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限に属するもの（以下「長官事務」という。）に限る。）のうち、都道府県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会（以下「都道府県連合会」という。）に関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、都道府県連合会の事業の健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、主務大臣（長官事務については、金融庁長官。第三項から第五項までにおいて同じ。）が自らその権限に属する事務（法第七十七条第一項に規定する事務を除く。）を行うことを妨げない。

- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第二百二十三条第一項若しくは第二項の規定により都道府県連合会若しくはその子法人等（同項に規定する子法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）、信用事業受託者（同条第二項に規定する信用事業受託者をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは共済代理店（法第十五条の四第一項第四号（法第

九十六条第一項及び第二百五条第一項において準用する場合を含む。に規定する共済代理店をいう。以下この項及び次項において同じ。から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第二百二十三条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定により都道府県連合会若しくはその子法人等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に報告しなければならぬ。

4 主務大臣は、法第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県連合会若しくはその子法人等、信用事業受託者若しくは共済代理店から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第二百二十三条第二項、第三項若しくは第五項の規定により都道府県連合会若しくはその子法人等、信用事業受託者若しくは共済代理店の検査を行った場合には、主務省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第二百二十四条の規定による処分をした場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(事務の区分)

第三十一条 第三条第二項及び第三項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務(法第一十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

1 この政令は、水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十月十五日)から施行する。

(水産業協同組合法第二百二十七条の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令等の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 水産業協同組合法第二百二十七条の規定による主務大臣の権限の一部を委任する政令(昭和三十一年政令第二百九十二号)

二 水産業協同組合の払込済みの出資の額に応じてする剰余金配当の限度を定める政令(昭和三十七年政令第四百四十一号)

三 漁業協同組合連合会等が会員に対して二個以上の議決権及び選挙権を与える場合における基準を定める政令(昭和四十六年政令第二百七十七号)

四 漁業協同組合等の共済規程の変更に関する定款の規定事項を定める政令(昭和五十八年政令第二百二十二号)

五 漁業協同組合の員外利用額の限度の特例等を定める政令(平成二年政令第三百六十二号)

附則 (平成九年一月二七日政令第三三九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置の対象となる漁業協同組合連合会等の規模)

第二条 水産業協同組合法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第四条第二項の政令で定める規模は、改正法による改正後の水産業協同組合法(以下「新法」という。)第九十二条第三項又は第一百零三条において準用する新法第三十四条第十項の規定については貯金及び定期積金の合計額(以下「貯金等合計額」という。)が千億円以上であることとし、同条第十二項の規定については貯金等合計額が二千億円以上であることとする。

2 改正法附則第八条第二項の政令で定める規模は、貯金等合計額が千億円以上であることとする。

附則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

(施行期日)

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月二〇日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

附則 (平成一〇年二月二五日政令第三三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年二月二二日政令第四一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この政令の施行前に第四十条の規定による改正前の水産業協同組合法施行令第十三条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第二百四十五条の規定による改正前の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)以下この条において「旧水産業協同組合法」という。)第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出の命令若しくは第五項の規定による検査を行つた場合又は旧水産業協同組合法第二百二十四条の規定による処分をした場合については、第四十条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令(次項において「新水産業協同組合法施行令」という。)第十三条第三項及び第五項の規定は、適用しない。

2 この政令の施行前に主務大臣が旧水産業協同組合法第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による報告の徴収若しくは資料の提出の命令又は第二百二十三条第二項、第三項若しくは第五項の規定による検査を行つた場合については、新水産業協同組合法施行令第十三条第四項の規定は、適用しない。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第七三三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の水産業協同組合法施行令(以下「新令」という。)第六条の二から第六条の四ま

での規定は、この政令の施行の日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

第三条 平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額(新令第二条の三第一項第一号に規定する貯金等合計額をいう。以下同じ。)が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五十億円を下回ることとなつた漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「組合」と総称する。)については、新令第六条の二第二項の規定は、当該次の事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 新令第六条の二第三項の規定は、組合の平成十三年三月三十一日の属する事業年度の開始の時における貯金等合計額が五十億円以上千億円未満であり、かつ、当該組合の当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が五十億円以上である場合について準用する。

附則 (平成一四年三月二〇日政令第五三三号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一〇月二日政令第三〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

(水産業協同組合財務処理基準令の廃止)

第二条 水産業協同組合財務処理基準令(昭和二十六年政令第四百一十一号)は、廃止する。

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 水産業協同組合法等の一部を改正する法律附則第二条に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対する第一条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令(以下「新令」という。)第四条及び第六条の規定の適用については、平成十七年十一月三十一日までの間は、新令第四条第一項第二号及び第六条中「一億円」とあるのは、「二千万円」とする。

第四条 この政令の施行の際現に存する水産業協同組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は同法第九十三条

第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
に対する新令第二十条第一項の規定の適用につ
いては、平成十六年三月三十一日までの間は、
同項中「自己資本の額」とあるのは、「貯金等
合計額の百分の三十に相当する金額」とする。
附則（平成一四年一二月六日政令第三
六三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施
行する。
附則（平成一六年三月一七日政令第三
九号）

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施
行する。
（経過措置）
第二条 改正後の水産業協同組合法施行令（以下
「新令」という。）第十四条の規定は、この政令
の施行の日以後に開始する事業年度から適用
し、同日前に開始した事業年度については、な
お従前の例による。

第三条 平成十六年三月三十一日の属する事業年
度の開始の時に貯金等合計額（新令第五
条第一項第一号に規定する貯金等合計額をい
う。以下同じ。）が二百億円以上五百億円未
満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の
開始の時に貯金等合計額が二百億円を下
回ることとなった漁業協同組合又は水産加工業
協同組合（以下「組合」と総称する。）につい
ては、新令第十四条第二項の規定は、当該次の
事業年度の終了後最初に招集される通常総会の
終了の時までは、適用しない。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年三月三十一日の属する事業年
度の開始の時に貯金等合計額（新令第五
条第一項第一号に規定する貯金等合計額をい
う。以下同じ。）が二百億円以上五百億円未
満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の
開始の時に貯金等合計額が二百億円を下
回ることとなった漁業協同組合又は水産加工業
協同組合（以下「組合」と総称する。）につい
ては、新令第十四条第二項の規定は、当該次の
事業年度の終了後最初に招集される通常総会の
終了の時までは、適用しない。

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年
十二月三十日）から施行する。
附則（平成一七年三月一八日政令第五
〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施
行する。

（経過措置）
第二条 改正後の水産業協同組合法施行令（以下
「新令」という。）第十三条の規定は、この政令
の施行の日以後に開始する事業年度から適用
し、同日前に開始した事業年度については、な
お従前の例による。
第三条 平成十七年三月三十一日の属する事業年
度の開始の時に貯金等合計額（新令第五
条第一項第一号に規定する貯金等合計額をい
う。以下同じ。）が二百億円以上五百億円未
満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の
開始の時に貯金等合計額が二百億円を下
回ることとなった漁業協同組合又は水産加工業
協同組合（以下「組合」と総称する。）につい
ては、新令第十三条第二項の規定は、当該次の
事業年度の終了後最初に招集される通常総会の
終了の時までは、適用しない。

（施行期日）
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する
法律（以下「改正法」という。）の施行の日か
ら施行する。
附則（平成一八年四月二六日政令第一
七九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十
八年五月一日）から施行する。
附則（平成一九年七月一三日政令第二
〇八号）抄

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）
第三十七条 改正法第九条の規定による改正後の
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四
十二号。以下この条において「新水産業協同組
合法」という。）第十一条の六の四（新水産業
協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一
項及び第九十条第一項において準用する場合を
含む。以下この条において同じ。）において準用
する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の
規定による申出をしようとする者は、施行日前
において、同項の規定の例により、その申出
をすることができ。
2 前項の申出を受けた者は、施行日前において
も、新水産業協同組合法第十一条の六の四にお
いて準用する新金融商品取引法第三十四条の二
第三項の規定の例により、書面の交付をするこ
とができる。
3 前二項の場合において、第一項の申出をした
者が施行日において特定投資家に該当するとき
は、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日
において新水産業協同組合法第十一条の六の四
において準用する新金融商品取引法第三十四条
の二第一項及び第三項の規定によりされたもの
とみなす。
附則（平成一九年八月三日政令第二三
五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施
行する。
（輸出取引法施行令等の一部改正に伴う経過
措置）
第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九
条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七
十二条及び第七十三条の規定による改正後の次
に掲げる政令の規定の適用については、銀行へ
の預金とみなす。
一から八まで 略
九 水産業協同組合法施行令第二十一条並びに
第二十二條第一項第一号及び第二項第二号
附則（平成一九年九月二〇日政令第二
九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年二月二七日政令第
三九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施
行する。

（組合員等以外の者からの監事の選任に関する
経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の水産業協同
組合法施行令（以下「新令」という。）第十二
条第一項第一号に掲げる漁業協同組合又は水産
加工業協同組合（以下「漁業協同組合等」とい
う。）については、この政令の施行の日（以下
「施行日」という。）から施行日前に開始した事
業年度の終了後最初に招集される通常総会の終
了の時までは、当該漁業協同組合等を同項第二
号に掲げる漁業協同組合等とみなして、同条の
規定を適用する。
2 平成十九年四月一日における貯金及び定期積
金の合計額（以下「貯金等合計額」という。）
が五十億円に達していた漁業協同組合等の平成
二十年四月一日に開始する事業年度についての
新令第十二条第二項の規定の適用については、
同項中「新たに同項各号に定める基準に達しな
いこととなった場合」とあるのは、「同項各号
に定める基準に達していない場合」とする。
3 平成十九年四月一日における貯金等合計額が
五十億円に達していなかった漁業協同組合等の
平成二十年四月一日に開始する事業年度につ
いては、同令第十二条第三項の規定の適用につ
いては、同項中「新たに同項各号に定める基準に
達することとなった場合（合併により設立された
漁業協同組合等に係る当該合併による設立の日
の属する事業年度については、当該事業年度の
開始の時に同項各号に定める基準に達して
いる場合）」とあるのは、「同項各号に定める
基準に達している場合」とする。

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一九年九月二〇日政令第二
九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施
行する。

(常勤)の監事の選任に関する経過措置)
第三条 新令第十三条第一項第一号に掲げる漁業協同組合等については、施行日から施行日前に開始した事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等を同項第二号に掲げる漁業協同組合等とみなして、同条の規定を適用する。

2 平成十九年四月一日における貯金等合計額が二百億円に達していた漁業協同組合等の平成二十年四月一日に開始する事業年度については、新令第十三条第二項の規定の適用については、同項中「新たに同項各号に定める基準に達しないこととなった場合」とあるのは、「同項各号に定める基準に達していない場合」とする。

3 平成十九年四月一日における貯金等合計額が二百億円に達していなかった漁業協同組合等の平成二十年四月一日に開始する事業年度については、新令第十三条第三項の規定の適用については、同項中「新たに同項各号に定める基準に達しないこととなった場合(合併により設立された漁業協同組合等に係る当該合併による設立の日開始の時に同項各号に定める基準に達している場合)」とあるのは、「同項各号に定める基準に達している場合」とする。

4 この政令の施行の際旧令第十三条第二項の規定の適用を受けている漁業協同組合等については、施行日から同項に規定する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、新令第十三条第一項に定める基準に達しているものとみなす。

5 この政令の施行の際旧令第十三条第三項の規定の適用を受けている漁業協同組合等については、施行日から同項に規定する事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該漁業協同組合等は、新令第十三条第一項に定める基準に達していないものとみなす。ただし、当該漁業協同組合等について前項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附則 (平成二〇年五月二二日政令第一八〇号) 抄
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 法の施行の日前に商工組合中央金庫が発行した短期商工債についての水産業協同組合法

施行令の規定の適用については、当該短期商工債を同令第二十二條第二項第五号に掲げる債券とみなす。

附則 (平成二〇年七月四日政令第二一九号) 抄
第一条 この政令は、株式会社等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成二一年一月二三日政令第八三〇号) 抄
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附則 (平成二一年二月二八日政令第三〇三号) 抄
第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八條第二項の改正規定、第五條中農協協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七條中信用金庫法施行令第十三條第一項の改正規定、第十條中長期信用銀行法施行令第五條の改正規定(同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「(同法第十二條の三を準用する場合を除く。)」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る。)、第十三條中労働金庫法施行令第七條第一項の改正規定、第十九條中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一條中保険業法施行令第二十一條の改正規定、第三十二條の規定、第三十三條中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二百一十一條第一項の改正規定並びに第三十五條の規定、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年十月一日)

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定(同令第十九條の九第九号に係る部分に限る。)、第三條中中小企業等協同組合法施行令第二十八條の次に

五 第五条を加える改正規定(同令第二十八條の四第九号に係る部分に限る。)、及び同令第三十三條第一項第一号の改正規定、第五條中農協協同組合法施行令第五條の七の次に五条を加える改正規定(同令第五條の十第九号に係る部分に限る。)、第七條中信用金庫法施行令第十三條の三の次に一條を加える改正規定(同令第十三條の四第九号に係る部分に限る。)、第九條中銀行法施行令第十六條の八の次に三條を加える改正規定(同令第十六條の十一第九号に係る部分に限る。)、第十一條中長期信用銀行法施行令第六條の五の次に一條を加える改正規定(同令第六條の五の二第九号に係る部分に限る。)、第十三條中労働金庫法施行令第七條の二の次に一條を加える改正規定(同令第七條の二の二第九号に係る部分に限る。)、第十五條中貸金業法施行令第四條の次に三條を加える改正規定(同令第四條の四第十三号に係る部分を除く。)、第十六條の規定、第十七條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二條の次に四條を加える改正規定(同令第十二條の次に四條を加える改正規定(同令第十五條第九号に係る部分に限る。)、第十九條中水産業協同組合法施行令第二十四條の六の次に五條を加える改正規定(同令第二十四條の九第九号に係る部分に限る。)、第二十一條中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定(同令第四十四條の九第十号に係る部分に限る。)、第二十三條中農林中央金庫法施行令第四十八條の次に三條を加える改正規定(同令第五十條第十号に係る部分に限る。)、第二十五條中信託業法施行令第十八條の二の次に三條を加える改正規定(同令第十八條の五第十号に係る部分に限る。)、並びに第一十八條中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令第十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四條の次に三條を加える改正規定(同令第七條第十号に係る部分に限る。)、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

中小企業等協同組合法施行令第二十八條の次に五條を加える改正規定(同令第二十八條の四第十三号に係る部分に限る。)、第五條中農協協同組合法施行令第五條の七の次に五條を加える改正規定(同令第五條の十第十三号に係る部分に限る。)、第七條中信用金庫法施行令第十三條の三の次に一條を加える改正規定(同令第十三條の四第十三号に係る部分に限る。)、第九條中銀行法施行令第十六條の八の次に三條を加える改正規定(同令第十六條の十一第九号に係る部分に限る。)、第十一條中長期信用銀行法施行令第六條の五の次に一條を加える改正規定(同令第六條の五の二第九号に係る部分に限る。)、第十三條中労働金庫法施行令第七條の二の次に一條を加える改正規定(同令第七條の二の二第九号に係る部分に限る。)、第十七條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二條の次に四條を加える改正規定(同令第十五條第九号に係る部分に限る。)、第十九條中水産業協同組合法施行令第二十四條の六の次に五條を加える改正規定(同令第二十四條の九第九号に係る部分に限る。)、第二十一條中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定(同令第四十四條の九第十号に係る部分に限る。)、第二十三條中農林中央金庫法施行令第四十八條の次に三條を加える改正規定(同令第五十條第十号に係る部分に限る。)、第二十五條中信託業法施行令第十八條の二の次に三條を加える改正規定(同令第十八條の五第十号に係る部分に限る。)、並びに第一十八條中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令第十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四條の次に三條を加える改正規定(同令第七條第十号に係る部分に限る。)、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(金融商品取引法等の一部改正に伴う経過措置)
第四条 次の表の上欄に掲げる規定の申請をしようとする者が、改正法(改正法第十一條の規定による改正後の貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一條の三十九第一項の申請をしようとする者)にあっては、改正法附則第一条

第四号に掲げる規定)の施行前に同表の中欄に掲げる規定の例により、当該規定に規定する業務規程の内容の説明、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)の聴取又はその結果を記載した書類の作成を行った場合には、当該説明、聴取又は作成をそれぞれ当該規定により行った説明、聴取又は作成とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定を適用する。

Table with 2 columns: Left column lists various laws and regulations (e.g., 新金融商品取引法, 改正法第二条), and the right column lists corresponding provisions (e.g., 新金融商品取引法第五十六条).

Table with 2 columns: Left column lists laws and regulations (e.g., 改正法第八条, 改正法第十条), and the right column lists corresponding provisions (e.g., 改正法第八条, 改正法第十条).

附則 (平成二六年一〇月二二日政令第三四二号) 抄
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二六年十二月一日)から施行する。
附則 (平成二七年二月四日政令第三七号)
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成二七年五月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月三十一日政令第一〇一号) 抄
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
(施行期日)
第二条 この政令の施行前に金融庁長官が法律の規定によりした処分その他の行為(この政令による改正後のそれぞれその政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。)は、財務局長等に対してした申請等とみなす。
2 この政令の施行前に法律の規定により金融庁長官に対し届出その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれその政令の規定により財務局長等に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により財務局長等に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。
附則 (平成三〇年五月三〇日政令第一七三号) 抄
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。
(新水産業協同組合の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)
附則 改正法第三条の規定による改正後の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。)第百二十一条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新水産業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十条 新水産業協同組合法第二百一条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新水産業協同組合法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読替え)

第十一条 改正法附則第四条第二項の規定により新水産業協同組合法の規定を適用する場合には、新水産業協同組合法第二百一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「水産業協同組合法第二百一条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第四条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新水産業協同組合法第二百一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

附則 (平成三十一年三月二〇日政令第四四号) 抄

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年一〇月三〇日政令第一三九号) 抄

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年七月八日政令第二一七号) 抄

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

附則 (令和三年六月二日政令第一六二号) 抄

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月二十二日)から施行する。

附則 (令和五年五月二六日政令第一八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

附則 (令和六年一月三一日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附則 (令和六年三月二五日政令第六五号)

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。